中型まき網漁業の許可等の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	漁業を営む者の資格
火光利用いわし、あじ、さば中型まき網	土佐清水市叶崎灯台から真方位255度50分の線以北の高知県地先海域。ただし、次に掲げる区域を除く。 a　幡多郡大月町柏島灯台とビロー島東南端とを結ぶ直線及びその延長線以東の区域 b　宿毛市桐島東端と幡多郡大月町ヒバリ小島頂上とを結ぶ直線以東の区域 c　漁業権の漁場区域（共同漁業権者の同意がない場合に限る。）	周年	許可証に記載されている推進機関の馬力数	20トン未満の範囲において許可証に記載されている船舶の総トン数	定めなし
	宿毛市桐島東端と幡多郡大月町ヒバリ小島頂上とを結ぶ直線以東の海域。ただし、漁業権の漁場区域を除く。	5月1日から6月30日まで	許可証に記載されている推進機関の馬力数	20トン未満の範囲において許可証に記載されている船舶の総トン数	定めなし
しいらまき網	【点の位置】 基点甲　大山岬突端 点ア　四十寺山頂から行当岬突端を見通した線と神の峰頂上から磁針方位188度0分の線（大山岬突端から磁針方位180度0分の線）との交点 【区域】 基点甲と点アとを結ぶ直線及び点アから磁針方位172度0分の線以西	4月1日から11月30日まで	許可証に記載されている推進機関の馬力数	20トン未満の範囲において許可証に記載されている船舶の総トン数	定めなし

	並びに高岡郡・幡多郡界共同漁業権境界基点から磁針方位 120 度０分の線に至る海域。ただし、距岸 5,000 メートル以内の海域を除く。				
	［点の位置］ 基点甲　大山岬突端 点ア　四十寺山頂から行当岬突端を見通した線と神の峰頂上から磁針方位 188 度０分の線（大山岬突端から磁針方位 180 度０分の線）との交点 ［区域］ 基点甲と点アとを結ぶ直線及び点アから磁針方位 172 度０分の線以西並びに高岡・幡多郡界共同漁業権境界基点から磁針方位 120 度０分の線に至る海域。ただし、距岸 5,000 メートル以内の海域を除く。	３月１日から同月 31 日まで及び 12 月１日から同月 31 日まで	定めなし	20 トン未満	定めなし
	高岡郡・幡多郡界から磁針方位 120 度０分の線以西及び土佐清水市足摺岬突端から磁針方位 120 度０分の線に至る海域。ただし、距岸 5,000 メートル以内の海域を除く。	３月１日から 12 月 31 日まで	定めなし	20 トン未満	定めなし
かんぱち稚魚まき網	室戸市室戸岬町ビシャゴ碆から真方位 154 度０分の線以西、宿毛市大藤島頂上から同市沖の島町鵜来島西北端と愛媛県南宇和郡愛南町鼻面崎との中央点を見通した線に至る海域。ただし、所属漁業協同組合所有の漁業権以外の共同漁業権の漁場区域、定置漁業権の漁場区域及びその保護区域並びに土佐清水市大津うるそ鼻共同漁業権境界基点から磁針方位 182 度０分の線以西の海域のうち、最大高潮時の海岸線から沖合２マイル以内の海域を除く。	６月１日から７月 31 日まで	許可証に記載されている推進機関の馬力数	10 トン未満の範囲において許可証に記載されている船舶の総トン数	漁業権区域で操業する場合は、漁業権者の同意のある者